

あなたのチャレンジを応援します！

林業・木材産業改善資金は

無利子の融資です

性能のいい機械を入れたい

製材設備を導入したい

きのこ栽培を始めたい

利用できる方

①林業に携わる方

(例) 森林所有者、林業従事者、森林組合、生産森林組合、素材生産業者など

②木材産業(木材製造業、木材卸売業または木材市場業)を営んでいる方

※①・②で会社の場合は、以下のいずれかのものに限られます。

- ・資本金の額または出資総額が1,000万円以下
- ・従業員の数が300人以下

(木材卸売業・木材市場業の場合は100人以下)

※これから林業・木材産業を始める・新規参入する方も対象となります。

返済方法

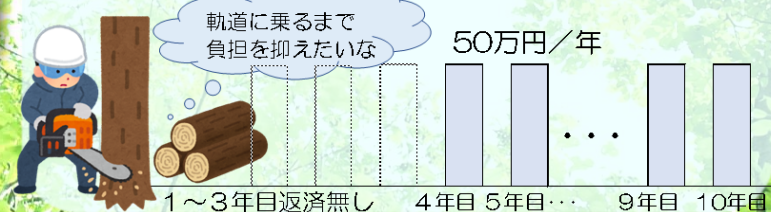
最長10年の期間内で毎年同額ずつ返済いただきます。据置期間は3年まで設定できます。

(例) 350万円を借り入れた場合の返済

パターン1 10年間で返済、据置期間なし



パターン2 10年間で返済、据置期間3年



※購入した設備の耐用年数などを考慮して10年より短い返済期間を設定いただく場合があります。

貸付上限額

林業	個人	1,500万円
	会社	3,000万円
	団体	5,000万円
木材産業		1億円

対象となる事業

1 新たな林業部門の経営の開始

苗木生産の開始、しいたけ栽培の開始、
受託生産の開始など



2 新たな木材産業部門の経営の開始

木質ペレット製造施設、
プレカット加工施設の導入
など



3 林産物の新たな生産方式の導入

フォワーダの導入、木材乾燥施設の導入など

4 林産物の新たな販売方式の導入

ITを活用した販売管理システムの導入、
森林認証の取得など

5 安全衛生施設の導入

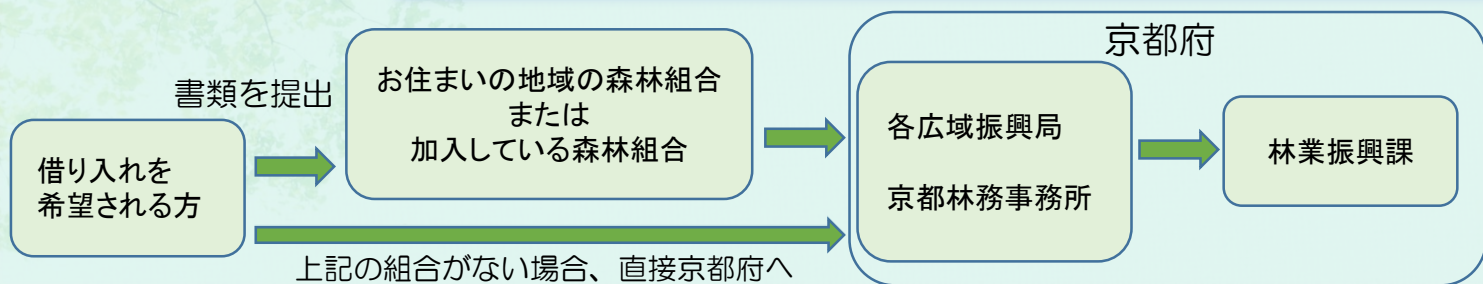
人員輸送車の導入、自動枝打ち機の導入など

6 福利厚生施設の導入

休憩室の設置、シャワー室の設置など

申し込み方法

事業計画などを記載した「貸付申請書」と「貸付資格認定申請書」を提出いただきます。事業計画の内容や資金の必要性、現在の経営状況をもとに、京都府において貸付の可否を判断します。



受付期間

受付期間	貸付を決定する日 (目安)
4月1日～5月31日	6月30日
6月1日～8月31日	9月30日
9月1日～11月30日	12月25日
12月1日～2月15日	3月10日

借り入れをするために必要なこと

連帯保証人を立てていただく必要があります。
※500万円未満の貸付：1名 500万円以上の貸付：2名

ご注意いただきたいこと

- 貸付が決定するまでに一定の時間が必要ですので、余裕をもってお申し込みください。
- 補助金を利用する事業と一緒に使うことはできません。
- 資金の返済中は、資金を使って購入・設置したものを、貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。
- 資金の返済中は、資金を使って購入・設置したものを、京都府に無断で処分することはできません。

お問い合わせ先

詳しくは、お住まいの地域の広域振興局または林務事務所までお問い合わせください。

山城広域振興局 森づくり振興課 林業振興係 Tel 0774-21-3450

南丹広域振興局 森づくり振興課 林業振興係 Tel 0771-22-1017

中丹広域振興局 森づくり振興課 林業振興係 Tel 0773-62-2586

丹後広域振興局 森づくり振興課 林業振興係 Tel 0772-62-4306

京都林務事務所 林務課（※京都市・向日市・長岡京市・大山崎町）Tel 075-451-5724

京都府農林水産部林業振興課林業経営強化係 Tel 075-414-5019